

- 料の免除に関する規定を設けることとした。(第7条関係)
- (4) 月額で定めている港湾施設用地の「その他の使用」の使用料について、1月未満の使用については日割計算とするため、関係規定を改めることとした。(別表第1関係)
- (5) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、係船専用浮棧橋に係る規定は平成15年5月1日から、マリナー施設に係る規定は平成15年6月1日から施行することとした。

◇熊本県が管理する港湾の臨海地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

- (1) マリナー港区に関する規制を追加することとした。(第2条及び別表第6関係)
- (2) 各分区において、立地を許容する構築物の範囲を拡大し、次の構築物を追加することとした。(別表第1～別表第5関係)
- ① 商港区においては、貿易関連業を行う者の事務所、銀行の支店、保険業の店舗、流通加工施設、会議場施設、研究施設、研修施設、電気通信施設、休泊所、診療所、警察署、消防署、ガソリンスタンド、トラックターミナル等
 - ② 特殊物資港区においては、警察署及び消防署
 - ③ 保安港区においては、警察署等
 - ④ 工業港区においては、工場に付属する研究施設、海上保安官署、警察署、消防署、情報処理施設、電気通信施設、飲食店等
 - ⑤ 漁港区においては、診療所、飲食店等
- (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県砂防指定地管理条例

- (1) 砂防指定地の管理に関する制限を次のとおり定めることとした。
- ① 何人も、砂防設備を損壊又は損傷する行為をしてはならない。(第3条関係)
 - ② 砂防指定地内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(第4条関係)
 - ア 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却する行為
 - イ 地表からの深さが2メートル以上の土地の掘さく、直高が2メートル以上の切土又は長さが3メートル以上ののり切りする行為
 - ウ 土石(砂を含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄する行為
 - エ 立竹木の伐採又は樹根の採取をする行為
 - ③ 砂防設備に施設又は工作物を設け、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(第5条関係)
- (2) 許可の申請手続、変更の許可、変更の届出等について定めることとした。(第4条第3項、第5条第3項、第6条及び第7条関係)
- (3) 許可の期間は、(1)の②の許可にあつては1年以内、(1)の③の許可にあつては3年以内とし、当該期間の更新について定めることとした。(第8条関係)
- (4) 行為又は占用を開始又は終了したときの届出及び検査について定めることとした。(第9条関係)
- (5) 許可を受けた者の地位の承継について定めることとした。(第10条関係)
- (6) 次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可の取消し、原状回復の命令等ができる旨を定めることとした。(第11条関係)
- ① この条例の規定に違反した者
 - ② この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
 - ③ 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (7) 治水上砂防のため著しい支障が生じたときは、許可の取消し、原状回復の命令等ができる旨を定めることとした。(第11条第2項関係)
- (8) 許可の期間の満了及び行為を廃止に伴う原状回復並びに知事の指定する職員の検査等について定めることとした。(第12条関係)
- (9) 次の各号の一に該当する者は、1年以下の禁錮又は2万円以下の罰金に処する旨を定めることとした。(第13条関係)
- ① 第3条の規定に違反して砂防設備を損壊又は損傷した者
 - ② 第4条第1項又は第6条第1項の規定に違反して制限行為をした者
 - ③ 第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反して砂防設備を占用した者
 - ④ 第8条第3項の規定に違反して更新の許可を受けずに制限行為又は砂防設備の占用をした者
 - ⑤ 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
 - ⑥ 前条第1項本文の規定に違反して原状に回復しなかった者又は同条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (10) 両罰規定を定めることとした。(第14条関係)
- (11) この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとした。(第15条関係)
- (12) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)